

東広島市農業委員会令和5年6月（第2回）総会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月28日(水) 午後14時25分から15時45分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館4階会議室
- 3 出席委員 23人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	3	岡土居 正弘
4	脇坂 俊之	5	台川 洋子	6	中務 秀子
7	古川 みどり	8	杉本 源藏	9	柏尾 博明
10	荒谷 義憲	11	村上 義則	12	木原 省五
13	財満 俊子	14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣
16	大月 みどり	17	土井 浩文	18	在間 輝昭
20	橘川 一則	21	小倉 亜紗美	22	高木 昭夫
23	高橋 久雄	24	住井 正美		

- 4 欠席委員 1人

番号	氏名
19	古本 啓之

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 3番 岡土居 正弘 委員 4番 脇坂 俊之 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第32号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について

- 議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 24 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 25 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
報告第 26 号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐	定 井 芳 紀
農地係係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	伊 藤 誠
豊栄支所地域振興課主任主事	岡 本 美由紀
河内支所産業建設課主査	木 村 ゆかり
安芸津支所産業建設課主査	瀧 敬 史 郎

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査	栞 原 大 輔
------------------	---------

議 長	<p>それでは、これより6月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行を行います。</p> <p>在任委員数24人中23人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、3番岡土居委員、4番脇坂委員を指名をいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和5年6月28日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和5年6月28日1日限りといたします。</p> <p>これより次第3の議案審議に入ります。</p> <p>初めに、議案第32号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は、東広島市から意見を求められているため、計画については農林水産課より説明をいただきます。</p>
栗原主査	<p>それでは、議案第32号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。</p> <p>なお、農地の利用権設定に係る議案の提出は、新体制になりまして初めてのことでありますので、議案のご説明に移る前に、利用権設定事務の概略についてご説明いたします。</p> <p>農地の貸し借りに係る利用権設定の方法には、地権者と耕作者の間で締結する相對契約によるものと、農地中間管理機構が地権者と耕作者の間に入り、双方との契約により利用権を設定する方法の二通りがございます。そして、今回の議案におきましては、農地中間管理機構を経由した利用権の設定をしようとするものでございます。</p> <p>また、利用権設定に係る根拠法であります農業経営基盤強化促進法が改正され、この改正法が令和5年4月1日より施行されております。そのため、これまでの利用権設定時に作成しておりました農用地利用集積計画、こちらを改めまして、農用地利用集積等促進計画の作成により利用権を設定することになります。しかし、こちらの運用移行には2年間の経過措置が設けられており、令和7年3月末までは改正前の農業経営基盤強化促進法により計画を定め、公告することが可能となっております。そのため、今回の議案につきましては、改正前の農用地利用集積計画による利用権設定を議案として提出させていただくものでございます。</p> <p>それでは、議案の内容についてご説明をさせていただきます。</p> <p>資料の別紙1をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております利用集積計画につきましては、5件、7,053㎡で、全て一括方式による利用権の設定に係るものでございます。</p> <p>なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、7月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。</p> <p>ご質問、ご意見はないようですか。</p>
	< なし >
議 長	<p>それでは、質疑を終わらせていただき、これより採決に入ります。</p> <p>議案第32号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第32号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をい</p>

議 長	<p>たします。 農林水産課の栗原さん、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	<p>< 栗原主査、退室 ></p>
議 長	<p>次に、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
和田主査	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。 議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。</p> <p>まず初めに、本日お配りをした資料をご覧ください。 議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る正誤表を机の上に配付させていただいていると思います。ご確認をお願いいたします。</p> <p>議案の中の申請番号62-5、6ページ、申請番号74-17につきまして、「相続財産管理人」ということで、渡人、譲渡人の氏名が「管理人」となっておりますが、令和5年4月1日付の民法改正により、従来の相続財産管理人という名称が相続財産清算人になっておりますので、正しいものとして「相続財産清算人」というところで書かせていただいております。よろしくをお願いします。</p> <p>今月は27件の申請がございました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳については、9ページに記載のとおりでございます。</p> <p>農地法第3条の許可申請については、不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得できることを目的としております。</p> <p>農地法第3条の許可の要件として主なものを説明させていただきますと、全部効率利用要件、農地所有適格法人要件、常時従事要件、また地域との調和要件がございます。それぞれの詳細については、ただいま説明は省かせていただきますが、既にお配りをしております農地法関係事務処理要領第2部の8ページから12ページをご参照いただきますようお願いいたします。</p> <p>本日の議案の内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>申請番号58-1でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、59-2でございます。</p> <p>親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、60-3でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳で、●●をされています。自然豊かな土地で農業に携わりたいと考え、古民家付の土地を探していたところ、農地も居宅近隣にあり管理もしやすく、条件がよいため、当地で新規就農を決めたものです。申請地では、自家消費用の野菜や麦、果樹を作付する予定です。トラクターなどの大型機械は渡人から引き継ぐ予定で、近隣の方に教わりながら栽培技術を習得される予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、61-4でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。自宅に隣接する申請地で自家消費用の野菜や栗、いちじくなどの果樹を自作したいと考え、この度の申請に至ったものです。受人は、同居の父とともに耕作に従事する予定で、トラクターなどの大型機械は譲渡人から借用される予定です。</p> <p>続いて、62-5でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。本件は、相続人が存在しないため相続財産となった申請地を隣接地耕作者へ所有権移転するものです。申請地は、平成9年に被相続人である●●氏と受人の間で売買契約がなされており、その形状から、受人が耕作を続けてこられていますが、農地法第3条の許可を得ていなかったものです。令和4年に相</p>

和田 主 査

続財産となり、相続財産清算人が選任され、この度の申請に至ったものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、63-6でございます。

自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。渡人は遠方に居住し耕作ができないため、親戚である受人に隣接宅地とともに申請地を譲渡しようとするものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、64-7でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、65-8と66-9は関連しますので、一括して説明いたします。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、67-10でございます。

特定遺贈のため、所有権を移転するものです。

ここで遺贈について説明させていただきます。

遺贈とは、遺言で自分の財産を他人に与えることで、遺贈には包括遺贈と特定遺贈があります。包括遺贈とは遺言によって自分の財産の全部を与えること、特定遺贈とは遺言によって自分の財産の一部を特定した上で与えることをいいます。農地法施行規則第15条第5号に、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈により権利が取得される場合には、農地法第3条第1項の権利移動のための許可は不要であると規定されておりますが、本件については相続人ではない方への特定遺贈のため許可が必要となります。また、遺贈のような単独行為の場合には、当事者双方の連署による申請ではなく単独申請が認められており、議案の表記についても、渡人、受人という表記ではなく、遺言の内容を実現しなければならない義務を負う遺言執行者を申請人、また特定遺贈を受けることとなった方を受遺者として備考欄に記載させていただきます。

本件の受遺者には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。

続いて、68-11と69-12は関連しますので、一括して説明します。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、70-13でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、71-14でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。申請地は、受人が所有する農地に隣接し、田の法面を形成する形状となっており、一体として管理することが便利であるため、本申請をされたものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、72-15でございます。

耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人は、令和4年1月から申請地に利用権を設定し、耕作を続けておられます。渡人から譲渡したいとの意向を受け、本申請に至ったものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、73-16でございます。

自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。申請地は、●●線として道路用地となった土地の残地であり、渡人による耕作はされておられません。この度、申請地に隣接する宅地を所有している受人が、渡人からの譲渡の意向を受け、畑として利用するため本申請をされたものです。申請地は取得後、柿などの果樹を作付される予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、74-17でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。本件は、相続人が存在しないため、相続財産となった申請地を隣接地耕作者へ所有権移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

和 田 主 査	<p>続いて、75-18でございます。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、76-19でございます。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、77-20でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、78-21でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社役員です。受人は、自宅から通える場所で農業をしたいと考えていたところ、譲渡の話があり、まとまった面積の農地であったことから、当地での営農を決めたものです。申請地ではブドウを栽培する予定で、栽培に適した農地にするため農地改良を行った後、11月頃に植付けをされる予定です。栽培技術については、インターネットなどにより取得される予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、79-22でございます。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人は、自身が経営する会社のある●●で農地を取得し、ブドウを栽培されています。自宅近くで農地を探していたところ、譲渡の話があり、当地でブドウを栽培するため申請をされたものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、80-23でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、81-24でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。受人は、以前より農業が趣味であり、叔父が所有する農地の手伝いをしてこられました。この度手伝いをしている農地に隣接する申請地について譲渡の話があり、同時に空き家を取得し、休憩所として使うことができるため、申請地の取得を決めたものです。申請地ではジャガイモや大根、トマトなどを栽培する予定で、叔父に教えてもらいながら技術習得をされる予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、82-25でございます。</p> <p>兄弟間の贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、83-26でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、7名の理事により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、84-27でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。申請地は現在、渡人が稲作を行っています。健康上の理由から継続的な耕作ができないことから譲渡を決めたものです。受人は●歳の会社員です。申請地の譲渡の話を受け、地球環境の保全を図るために自然エネルギーの活用を目指し、営農型太陽光発電所を建設し、パネル下部でシキミを栽培するため、申請地を取得しようとするものです。シキミは、主に仏事に使用される常緑樹で、商用で栽培をされる植物でございます。湿り気のある半日陰地が栽培に適しているということでございます。受人は、これまで農業経験はありませんが、ともに事業を行う知人により指導を受け、栽培技術を習得される予定でございます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、27件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	事務局からの説明が終わりました。

議 長	担当地区の委員さんから補足説明等があればお願いをいたします。
	< なし >
議 長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をください。
	< なし >
議 長	ないようですので、質疑を終わります。 それでは、採決に入ります。 議案第33号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第33号は許可することに決定をいたします。 次に、議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松 下 係 長	<p>議案の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>農地法の第4条につきましては、権利の移動を伴わない農地の転用でございます。事務処理要領をお配りしておりますが、こちらのほう、具体的な要件につきましては、一般基準につきましては30ページ以降をご参照いただければと思います。</p> <p>座って説明のほうさせていただきます。</p> <p>今月は3件の申請がございました。</p> <p>申請番号17-1及び18-2は申請者が同一でございますので、関連があり、一括して説明をいたします。</p> <p>申請地は、●●の西約250mに位置する集団農地内の第1種農地でございます。申請人は、●●で農業を行っており、農業経営の拡充のため、本年4月の農業委員会総会において、農地法第3条の規定による許可を得て本申請地を取得されております。併せて、太陽光を設置することによりCO₂の排出量を抑えることによって、環境に配慮した農業に取り組むことを目的とし、申請をされたものでございます。</p> <p>このたびは、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後3年間の一時転用をしようとするものでございます。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、下部の農地については、申請人が耕作を行い、ジャガイモやアスパラを栽培される予定となっております。</p> <p>また、太陽光パネルの最低地上高2.5m、最高地上高3m、また支柱間幅は約4mとなっており、パネル下部でジャガイモ等を効率的に栽培するために適した高さとなっているとともに、知見を有する者の意見書によると、ジャガイモ、アスパラガスは弱い光でも育つ半陰性植物であり、申請地は、パネルの下であっても必要な日照量は確保されており、栽培に問題がないと判断をされております。なお、営農計画書でのジャガイモ、アスパラガスの年間収穫量は、知見を有する者から、本計画は地域の平均的な単収と比較して8割以上の収量が確保されると意見がなされております。</p> <p>続きまして、申請番号19-3でございます。</p> <p>●●における駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西約630mに位置する第2種農地でございます。申請人は、当該農地を駐車場として転用許可申請をされたものでございます。なお、こちらの申請地につきましては、隣接地のアパートの建築の際、工事に都合がいいよう当該土地を整地、アスファルト舗装したもので、農地転用の許可を得ることなく駐車場にされており、事後の申請となったことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号17-1、18-2につきまして意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p>

松下係長	説明は以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員さんから補足説明等があればお願いをいたします。
高木委員	<p>初めてなんで、どっちで言っているかよく分からなかったんでこの場でやらせていただきますが、事務局に2件確認しておきたいことがございます。</p> <p>この申請につきましては、先程の説明でありましたが、アスパラとジャガイモを栽培し、その上に営農型の太陽光発電を行うというものであります。まずジャガイモについてですが、安芸津でジャガイモを栽培されている方にご相談をしたんですが、その方のおっしゃるのは、春に作付するジャガイモは、排水設備等を完備すれば収穫はできるでしょうと、ただし秋に作付するものについては、日照不足で収穫はあまり期待できないのではないかということでありました。</p> <p>それから、アスパラにつきましては、私のところの法人も十数年アスパラの栽培をしてまいりましたが、非常に肥料がたくさん要るものでありまして、深く掘り返して、そこに堆肥を投入して、1年目は苗を植えると、2年目に立茎をして、3年目でようやく収穫ができるというものであります。しかも、病気に非常に弱いということから、月に3回から4回ぐらい防除もしないといけない。また、冬場には、残渣とか土を3cm程度の深さまで焼かないと、次の年に病気を引き継いでしまって、春に芽が出ても病気にかかっていると。こういったことから、この2つの種類の作付は、本当に可能なんだろうかと。特にアスパラについては、太陽光の下でバーナーでその土を焼くということが本当に可能なのかなということになります。</p> <p>それで、事務局とお話をする中で、一生懸命やりたいというふうにおっしゃっておられるということですので、私とすれば、作目の変更をされたほうがいいのかという思いがあります。この2つは、8割にはとてもじゃないけど無理じゃないかという思いがあります。その作目変更を可能なのかどうか、1件確認をしておきたいと思っております。</p> <p>それから、3年後にこのままでやられて実際に80%の収穫がなかった場合、この場合その後の対応はどうなっていくのかというのがもう一つよく分かりません。頂いた事務処理要領の中の27ページにあります。営農型発電設備の事案に対する条件というのがありますが、先程のあれですけども、3年後に目的を達成していなかった場合にはこの許可を取り消すことがある。取り消すとは書いてないんですね。取り消すことがあると。この判断は誰がするのか、もし取り消すということになった場合にどういうことが起きるのか、そこら辺は相手方にきちんと説明がされているのかどうか。</p> <p>個人的な思いで言えば、先に土壤改良、排水設備等を整えて、その後に作付されて太陽光の設置をされるべきではないかなというふうに思いますが、本人さんがやりたいということですので反対するものではありませんが、万が一3年後に契約どおりのことができていなかったときに、どなたがどういう形でこれを指導していかれるのか、また取消しをするということになれば、どこでその取消しをするということになるのかを確認させていただきたいと思っております。</p>
松下係長	<p>失礼いたします。2点ご質問いただいたかと思っております。</p> <p>まず1点目、作物の変更は可能であるかということでございますが、こちらについては可能でございます。ただし、基本的には当初予定していただいた作物を作付をしていただくということで、毎年営農状況の報告をいただくような形となっております。そちらの中でJAさんなど専門の方の、知見を有する方のご意見をいただくようになっておまして、そういった中のアドバイスをいただきながら、収量が少ない場合は収量のほうが確保できるような形で、例えば土壤の改良ですとかそういった形で改善を行って、2割以上の減少にならないような形で進めていただくような形で考えております。</p> <p>次に、2点目でございますが、その説明の中にもあるんですが、80%の収量が確保できなかった場合ということでございますが、こちらにつきましても、先ほどの毎年の農作物状況報告書の中で知見を有する方のご意見、アドバイスをいただいて、そちらの方のアドバイス等を基に、収量が確保できるようにしていただくということが基本でございます。ただ、どうしてもそういった形が難しいということであれば、先ほどの作物の変更等を検討していただいて作物を変更するということは可能でございます。</p>

松下係長	説明のほうは以上でございます。 すみません。回答のほうが漏れておりました。 更新をしない範囲というのは、更新の許可の決定といいますのは農業委員会になりますので、農業委員会のほうで判断をするという形になります。
議長	高木委員、よろしいですか。
高木委員	はい。
議長	ありがとうございました、貴重な意見を。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、質疑を終わらせていただきます。 それでは、採決に入ります。 議案第34号の17-1、18-2については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 多数挙手 >
議長	賛成多数です。議案第34号の17-1、18-2については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査	失礼します。それでは、総会議案の12ページをご覧ください。 議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明をいたします。 農地法5条につきましては、所有権移転など、農地の権利移動を伴うものかつ農地から違うものに変えるという農地転用がされるものが農地法第5条の許可申請の内容になりますので、お見知りおきをいただきたいと思います。 今月は20件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳については、先日送付いたしました修正された総会議案の18ページをご覧くださいと思います。 内容については、座って説明をさせていただきます。 それでは、128-1について説明をいたします。 一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●において賃貸アパートに居住されている方でございます。この度、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みでございます。 続いて、129-2について説明いたします。 資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西に位置します第3種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産の賃貸並びに管理等を営む会社でございます。三原市や竹原市に管理物件があり、新たに資材置場を確保する必要があるため、この度、本申請地を転用しようとするものでございます。 続いて、130-3について説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。なお、申請地の一部に許可を得ることなく倉庫が設置されていたため、始末書を添付しておられます。 続いて、131-4でございます。 一般住宅への転用事案でございます。申請地は、●●の南西に位置します集団農地内の第1種農地でございます。受人は、●●において実家に居住をされております。現在の居住地は手狭であり、また実家の近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございま

豊田 主査

す。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みでございます。

続いて、132-5について説明をいたします。

資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、建設工事の設計、施工及び産業廃棄物の処理業、採石業等を営む会社でございます。この度、事業拡大に伴い、新たな資材置場が必要となったため、申請地を資材置場として転用しようとするものでございます。

続いて、133-6について説明をいたします。

駐車場への一時転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、輸送用機器部品及びその他座席の製造販売並びに下請け加工等を営む会社でございます。申請地は、●●の南西に位置します第2種農地でございます。この度、●●工場の増築工事を行うため、工場内にある従業員駐車場が使えなくなるため、許可後5年間駐車場として一時的に利用するため、転用しようとするものでございます。

続いて、134-7、135-8は同一案件ですので、一括して説明をいたします。

残土処分場への一時転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、建設残土の運搬及び処理を行う会社でございます。本件は、令和4年11月1日及び令和3年7月16日付で許可となった案件について、事業計画に変更が生じ、申請地も併せて一体的に残土処分場として使用するため、この度、事業計画変更承認申請とともに農地法第5条の許可申請書が提出されたものでございます。申請地は、既存の処分場と併せて令和7年5月20日まで一時転用しようとするものでございます。なお、転用後は、法面部分となる場所を除き牧草地として復元する計画でございます。申請地は、●●の南西に位置し、段原山地区として実施された農業公社牧場設置事業により整備された第1種農地でございます。

本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、土砂埋立行為事前協議書については、担当部局に提出をされております。

続いて、136-9について説明をいたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。申請地は、●●の南東に位置します第3種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。本申請地は、令和3年5月18日付で渡人が太陽光発電設備を設置するため、農地法第5条の許可を受けておりました。しかし、資金繰りが悪化したため事業継続が困難となり、今回の譲受人が事業継承者として事業計画変更申請書が提出され、転用申請が出されたものでございます。

続いて、137-10について説明いたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第3種農地でございます。受人は、●●において賃貸アパートに居住をされております。この度、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みでございます。

続いて、138-11、139-12は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。138-11は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。139-12は、●●の南西に位置します第2種農地でございます。

続いて、140-13について説明いたします。

資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、自動車販売業を営む法人でございます。受人は、隣接地を所有しており、一体的に利用するため、本申請地を車両置場として転用しようとするものでございます。なお、申請地は、受人が許可を得ることなく着工していたため、始末書を添付しております。

続いて、141-14について説明いたします。

一般住宅及び進入路への転用事案でございます。申請地は、●●の北に位置します集団農

豊田主査	<p>地内の第1種農地でございます。受人は、●●において賃貸アパートに居住されております。この度、実家近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みでございます。また、申請地の一部が許可を得ることなくアスファルトが施工されていたため、始末書を添付しております。</p> <p>続いて、142-15から146-19につきましては事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。142-15は、●●の東に位置します第2種農地でございます。143-16から145-18は、●●の北に位置します第2種農地でございます。146-19は、●●の南西に位置します第2種農地でございます。</p> <p>続いて、147-20ですね。スライドを番号を修正するのを忘れておりました。失礼いたしました。147-20でございます。</p> <p>営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。申請地は、●●の南東に位置します農用地区域内農地でございます。受人は、先ほど3条申請で議案として上がりましたが、●●に居住されております。この度、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後3年間一時転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号柱書に該当しますので、不許可の例外に該当いたします。</p> <p>なお、下部の農地につきましては、シキミの栽培を行う計画でございます。太陽光パネルの支柱間隔につきましては、縦3m、横3.4m、パネルの最低地上高は2m、最高地上高は3.2mとなっており、農作業に係るスペースは確保されております。また、営農計画書での年間収穫量は、10a当たり約1,200本程度を見込んでおり、根拠資料として高知県の中央西林業事務所、森林技術センターが発行しているシキミの栽培技術指針等が提出され、本計画は地域の平均的反収と比較して8割以上の収量が確保される計画となっております。</p> <p>以上、説明いたしました20件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用、営農型太陽光の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、131-4、134-7から136-9、141-14、147-20を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
高木委員	<p>よく分からないんですけども、3条のときの84-27と今の5条の149-22とは、どういう関係になるんですかね。勉強不足で分からないので教えてください。</p>
豊田主査	<p>先ほどご質問いただきました3条の案件と5条の案件ですけども、農地法3条でご審議いただきました渡人の●●さんから受人の●●さんに所有権移転をするという計画でございますが、これは、●●さんに土地を譲り渡すという申請でございます。それに併せて、この農地法5条につきましても、現在の所有者さんは●●さんなんですけども、受人の●●さんが営農型太陽光の事業者として運営をされるという計画でございますので、●●さんが実際には上で営農型太陽光の事業も行いますし、下でシキミの栽培を行うというものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
高木委員	<p>22番です。私の頭が悪いのか、分かりません、全然理解ができないんですけども、先ほど質問しました4条の17-1については、3月の委員会で3条が許可されて今回4条で申請されていることとありますが、この件については3条と5条ということなんで、まだよく理解できてませんので、後ほどまた、皆さんに迷惑をかけますので、この辺でやめます。</p> <p>もう一つ、134-7及び135-8について、これは、県が造成した牧草地だったんだと思います。この●●さんと●●さんという方は、どちらも酪農をやっておられた方です。</p>

高木委員	が、昨年酪農をやめられて、牧草も要らないということなのかなというふうに思いますが、県費をかけて造成した牧草地を、一時転用してこの残土の処分場にされると、終わったらまた牧草地に戻すということですが、これ、県との関わりについて県の許可が要るのかどうか、またどういう関わりになるのか、はっきり私も理解できてませんので、もしよければ教えていただきたいと思います。
豊田主査	失礼します。134-7、135-8、残土処分場への一時転用事案でございますけども、この申請地は、高木委員のおっしゃいますように、県営の圃場整備事業によって牧草の改装を行った場所でございますが、県営で行われたから県に確認しないといけないとか、そういった運用というのが事務処理要綱にはありません。ただ、圃場整備をしてるという場所につきましては、全般に市営だろうが県営だろうが、圃場整備事業を行ってるものがさっきの広島県ネットワーク機構で意見聴取をするという事案になりますので、そこで意見の聴取をすることになります。 以上でございます。
高木委員	私も、29年間土地改良区の理事長をしてまいりました。土地改良の縛りというのは非常に厳しくて、補助金適化法等があつて、8年間は何があつても転用は無理ですよということがありました。その後、住宅用地、ほかに一切土地がない場合には転用を認めることもあるというふうに理解してまいりました。この土地が圃場整備事業で整備されたということになれば、多額の国費も投入されてますし、そのことについての協議が必要ないのかどうかというのは、本当はないのかなというふうに思います。こんなに簡単にできるのであれば、我々も中山間で非常に厳しいところで圃場整備した農地でやっておりますが、残土を埋めて、平らな農地にして、もともとの農地にしますよということであればそれでいいのかなというふうに判断せざるを得ないんです、今の説明では、そういうことでよろしいんでしょうかね。 回答がないようでありますので、また後日でも結構でございますので、時間をとって申し訳ないんでこれで終わります。
議長	ありがとうございました。 それでは、ご質問、ご意見は、ほかにはないですか。
	< なし >
議長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第35号のうち、131-4、134-7から136-9、141-14、147-20については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員です。議案第35号のうち、131-4、134-7から136-9、141-14、147-20については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第22号から報告第26号について事務局の説明を求めます。
松下係長	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第22号から報告第26号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 座って報告させていただきます。 報告事項の1ページをお願いいたします。 報告第22号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第23号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」

松下係長	<p>でございます。</p> <p>4ページ及び5ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は8件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第24号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>7ページから9ページまでをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は17件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第25号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第26号「農地改良届出の受理について」でございます。</p> <p>13、14ページをお願いいたします。</p> <p>農地改良届は、今月分は4件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>事務局からありましたらお願いします。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、本日お配りをしております資料の1、令和5年農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当地域とあるA3、縦の資料でございます、をご覧いただければと思います。</p> <p>先日、6月15日に開催をいたしました全体の研修会におきまして、各地区における農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの地区割りをご協議いただきまして、その内容を掲載しております。各地区における担当区域等をご確認いただきまして、誤りであるとかその後の変更等がございましたら、事務局のほうへ来週いっぱいをめどにご連絡をいただければと思います。この担当区域が確定いたしましたら、今後ホームページ及び広報紙のほうへ掲載をする予定でございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
議長	<p>ほかには。</p>
合原主査	<p>失礼いたします。私からは、農地パトロールの説明会開催について連絡させていただきます。</p> <p>委員の皆様には6月1日に開催した初総会においてその他連絡事項の際にご案内したところですが、改めて申し上げます。</p> <p>開催日時は来月の7月11日火曜日で、場所は西条町助実にあります東広島市消防局庁舎2階講堂で行います。時間は午前10時からと午後2時からで、担当地区に分けて2回行います。午前10時から西条町、八本松町、志和町、高屋町の担当委員で、午後2からは黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町の担当委員を対象として行います。当日お車でお越しの場合、駐車場は消防局の駐車場をご利用ください。また、説明会の際に公務災害補償制度に係る保険料の更新分として1,000円を集めますのでそのお金と、そして現地確認用の図面、サイズがAゼロ版と大きいものですが、それをお渡ししますので、持ち帰り用の手提げ袋を持参してください。そして、この説明会に係る案内文を本日付で郵送いたしましたので、届きましたらご確認してください。最後に、農地パトロールの実施に当たりまして、委員の方が調査で農地の中に立ち入ることもありますとの旨を7月広報に掲載して周知を図っております。</p> <p>連絡は以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

議長	その他何かございましたらお願いします。
高木委員	せんだって全国農業新聞等でも拝見いたしました。杉本会長も出席されたのかどうか知りませんが、もし出席されておられたのであれば、どういう状況で、どんな議論があつて、どんなことが決まったのか、もしよければお話をいただければ今後の参考にしたいというふうに思います。
議長	全国農業会議が東京でありました。広島県は、世話は農業会議のほうがやって、各市町村の会長で、全部じゃないんですが、出席しました。会場に全国から集まり、総決起集会ということで県ごとに並んで話をし、その書類はもらって帰っております。その後、各国会議員の、広島県選出の議員を2日にわたって回って帰ってきました。そのときに、要望事項というのを決めたのを持って行って、それでお話をさせてもらって、班を広島県で二手に分かれて行きました。簡単ですがそういう状況だったので、よろしくお願いします。
高木委員	議題の一つに、新聞によりますと、先ほど市長も色々説明をされましたが、地域計画について意見発表等もあったというふうに書いてありましたが、この地域計画、農業委員会会長会議としてすんなり受け入れられたのかなど。非常に問題があつて、何のためにやるんか私には理解できない。人・農地プランがうまくいかなかったと。そのことを受けて、今度は法律で縛って地域計画、何のためにやるのか。10年後にこの中で頑張っておる人って僅かだと思うんですよ。そういう人たちに10年後の計画をつくれという話を国はしていますが、本当に実のあるものになっていくのだろうか、非常に心配であります。その辺についての農業委員会会長会議の中で問題指摘というものはされなかったんでしょうかね。どなたかがされたこと、また決議の中に何らかのものがあったかどうか、この点だけ教えてください。
議長	その中の決議についての質問等ありまして、一応それをして、今、農業会議のほうも行くんですが、やっぱり県とも併せて地域計画を、さっき高木委員が言われた人・農地プランがなくなって、その代わりにというんで、やはり一番思うのは、高齢者とかが農家、農業やとるので大変なんで、今からどういうふうにするかということ、農林水産課のほうの人・農地プランをやとるって農業委員もあるんですが、またさっきの市長の話なんですが、7月14日にそういう方針を、市長さんは、農林水産課のほうで辞令交付しとると、推進委員は農業委員会会長の名前で出しておりますんで、今後またそれをどういうふうにしたらいいかというのを話し合せてもらおうということにしたいんですよ。細かいことはまだありません。
高木委員	終わります。
議長	ありがとうございました。 ほかにございませんか。 古川みどり委員、女性会のほうはいいですか。
古川委員	このたび女性部長をすることになりました古川です。よろしく申し上げます。 それで、そのとき初めて皆さんとお話しして、8月に太陽光発電の下で作物を作ってもらっしゃる方が高屋におられるので、それを見学に行こうという話を、ちょっと話を煮詰めました。それで、行く日にちが8月8日に決めまして、女性農業委員が主催ではありますが、男性の方もぜひ見に行かれたら参考になられるんじゃないかと思ひます。今日は、いっぱい議題の中で太陽光発電の下の営農型というのがありましたので、それとはちょっと違うような感じ。びっちし屋根がしてあるんじゃないかと、間が空いて、太陽光も幾らか入って、影もあつた、作物もたくさん、トマトも収穫されてますが、ミニトマトですか、すごく収穫量が多いみたいです。それで、やってる方もぜひ聞きに来てほしかったって言われてましたので、見学がてら、お話しがてら行ってみようと思ひますので、また来月に、総会の後に詳しいことが分かつてますので、また報告させてもらいたいと思ひます。よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。 ほかにないようですので、なければ委員の皆様には長時間にわたりましてご審議誠にありがとうございました。 次回は、7月総会について木原会長職務代理から報告をお願いします。
木原職務代理者	失礼します。では、次回の7月総会は、7月31日月曜日午後2時からの予定をしております。本日と同様に午後からの開催となりますので、お間違いないようお願いいたします。

木原 職務代理者	以上です。
議長	ありがとうございました。 以上で6月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 3番 岡土居 正弘 委員 4番 脇坂 俊之 委員